

諮問第712号

(請求及び処分の内容)

開示請求の内容	決定	対象保有個人情報及び非開示理由等
<p>(開示請求1) 私に関する〇〇高校 在学中に学校内で 発生し、学校の不適 正な対応の為に、現 在まで未解決とな っている問題(生 徒、教師、管理責任 者に関係する)につ いて①〇〇高校で 作成された報告書、 又はそれに類する 文書②〇〇学校経 営支援センターで 作成された報告書、 又はそれに類する 文書(①又は②、も しくは①②の両方) で教育委員会指導 部が取得したもの、 もしくは保管され ているもの(平成〇 年〇月〇日話し合 いの文書は別途請 求中である為それ 以外のもの。しか し、〇月〇日分の単 独のものが無けれ ば、〇月〇日報告を 含む文書がある と思われる) ・当該文書取得者: 教育委員会指導部 ・期間:平成〇年〇 月〇日(入学年)~ 平成〇年〇月〇日 (開示請求日前日) までの期間</p>	<p>一部開示</p>	<p>【対象保有個人情報、開示しない部分及びその理由】</p> <p>1 〇頂いた文書・面談等まとめ</p> <p><開示しない部分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1ページ 1行目から26行目まで及び37行目から39行目まで ・2ページ 1行目及び2行目、15行目から18行目まで並びに32行目から36行目まで ・3ページ 1行目から28行目まで、33行目から36行目まで並びに39行目及び40行目 ・4ページ 12行目から21行目まで、28行目及び29行目並びに39行目から42行目まで ・5ページ 1行目、12行目及び13行目、18行目、33行目及び34行目、40行目及び41行目並びに42行目の一部 ・6ページ 1行目から15行目まで、22行目、26行目の一部、27行目、29行目、31行目及び36行目から42行目まで ・7ページ 1行目から19行目、21行目、24行目の一部、25行目の一部、32行目、34行目から37行目まで及び39行目の一部 ・8ページ 6行目から28行目まで及び31行目から40行目まで ・9ページ及び10ページの全て ・11ページ 1行目から20行目まで、29行目から34行目まで並びに36行目及び37行目 ・12ページ 5行目から17行目まで、19行目から21行目まで、27行目後半以降全て ・13ページの全て ・14ページ 1行目から7行目まで、10行目以降の全て ・15ページの全て <p><開示しない理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示請求者以外の情報については、これを開示することとなると開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため ・当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、学校と第三者の信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報が得られなくなるなど、今後の事業執行に支障を及ぼすおそれがあるため ・記入者の所見については、これを開示することが前提となると率直な報告を躊躇するなど実態把握が困難となり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため ・本件に関する校内での対応の検討に関する情報について

		<p>は、公にすることにより判断等その事務の過程が明らかになり、今後の事業執行に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号、第6号)</p> <p>2 保護者と本人の主張内容について <開示しない部分> ・対応欄及び備考欄</p> <p><開示しない理由> ・記入者の所見については、これを開示することが前提となると率直な報告を躊躇するなど実態把握が困難となり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため ・本件に関する校内での対応の検討に関する情報については、公にすることにより判断等その事務の過程が明らかになり、今後の事業執行に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号)</p> <p>3 本人の言動と相談室の対応 <開示しない部分> ・日付欄、対象欄、内容欄の一部 ・対応欄の全て(ただし、○年○月○日を除く。) ・欄外記載内容</p> <p><開示しない理由> ・開示請求者以外の情報については、これを開示することとなると開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため ・記入者の所見については、これを開示することが前提となると率直な報告を躊躇するなど実態把握が困難となり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため ・本件に関する校内での対応の検討に関する情報については、公にすることにより判断等その事務の過程が明らかになり、今後の事業執行に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号及び第6号)</p> <p>4 いじめアンケート再検査結果 <開示しない部分> ・生徒○に係る記述の有無欄及び備考欄の記載内容</p> <p><開示しない理由> ・所見については、これを開示することが前提となると率直な報告を躊躇するなど実態把握が困難となり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため (東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号)</p> <p>5 ○概要 <開示しない部分></p>
--	--	---

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 回覧印欄以外の全て <p><開示しない理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開示請求者以外の情報については、これを開示することとなると開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため ・ 記入者の所見については、これを開示することが前提となると率直な報告を躊躇するなど実態把握が困難となり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため (東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号及び第 6 号) <p>6 第三者提供資料 (1)</p> <p><開示しない部分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 回覧印欄以外の全て <p><開示しない理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開示請求者以外の情報については、これを開示することとなると開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため ・ 記入者の所見については、これを開示することが前提となると率直な報告を躊躇するなど実態把握が困難となり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため (東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号及び第 6 号) <p>7 学校作成文書 (テープ起こし) (1)</p> <p><開示しない部分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 回覧印以外の部分 <p><開示しない理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開示請求者以外の情報については、これを開示することとなると開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため (東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号) <p>8 生徒聞き取り記録</p> <p><開示しない部分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Bチーム回覧以外の部分 <p><開示しない理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開示請求者以外の情報については、これを開示することとなると開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため ・ 記入者の所見については、これを開示することが前提となると率直な報告を躊躇するなど実態把握が困難となり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため (東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号及び第 6 号)
--	--	--

		<p>6号)</p> <p>9 第三者提供資料(2) <開示しない部分> ・回覧印欄以外の全て</p> <p>10 学校作成文書(テープ起こし)(2) <開示しない部分> ・回覧印以外の部分</p> <p>11 学校作成文書 <開示しない部分> ・回覧印以外の部分</p> <p>12 相談カード <開示しない部分> ・【保護者・保証人の方へ】の記載内容</p> <p>13 生徒カード <開示しない部分> ・保護者または保証人に関する欄、家族欄及び緊急連絡先の記載内容</p> <p><開示しない理由>(9~13について) ・開示請求者以外の情報については、これを開示することとなると開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため (東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号)</p> <p>14 生徒聞き取り記 <開示しない部分> ・タイトル以外の部分</p> <p><開示しない理由> ・開示請求者以外の情報については、これを開示することとなると開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため ・当該情報を開示することが前提となると率直な報告を躊躇するなど実態把握が困難となり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため (東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号及び第6号)</p>
	非開示	<p>【対象保有個人情報】</p> <p>1 第三者提供資料(1) 2 第三者提供資料(2) 3 第三者提供資料(3)</p>

		<p>4 第三者提供資料（４） 5 第三者提供資料（５） 6 第三者提供資料（６） 7 第三者提供資料（７） 8 第三者提供資料（８） 9 第三者提供資料（９） 10 学校職員作成文書 11 第三者の主張と学校の見解が記載された文書</p> <p>【開示しない理由】 1～9について ・開示請求者以外の情報については、これを開示することとなると開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため （東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号）</p> <p>10及び11について ・開示請求者以外の情報については、これを開示することとなると開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため ・記入者の所見については、これを開示することが前提となると率直な報告を躊躇するなど実態把握が困難となり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため （東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号及び第6号）</p>
--	--	--

開示請求の内容	決定	対象保有個人情報及び非開示理由等
<p>（開示請求2） 私に係る〇〇高校在学中に学校内で発生したいじめとセクハラ問題及びそれに対して学校が行った不適正な対応の問題について、平成〇年〇月〇日に高校と話し合いがもたれた。それについて高校で作成した報告書、又はそれに類する文書で〇〇学校経営支援センターで取得したもの、若しくは保管されているもの。 ・当該文書取得者：</p>	<p>一部開示</p> <p>非開示</p>	<p>【請求に係る保有個人情報の内容、開示しない部分及びその理由】 ・〇概要 〇.〇.〇文書 ・開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため （東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当） ・記入者の所見については、これを開示することが前提となると率直な報告を躊躇するなど実態把握が困難となり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため （東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当）</p> <p>【請求に係る保有個人情報の内容】 ・〇.〇.〇付文書</p> <p>【開示しない理由】 ・開示請求者以外の特定の生徒等の情報については、これを開示することとなると開示請求者以外の特定の個人の権利</p>

<p>〇〇学校経営支援センター</p> <p>・〇月〇日話し合い参加者：(〇〇校長、〇〇副校長、〇〇副校長、相談室〇〇先生、〇〇の両親</p> <p>・場所：〇〇高校</p>		<p>利益を害するおそれがあるため (東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当)</p>
---	--	--

開示請求の内容	決定	対象保有個人情報及び非開示理由等
<p>(開示請求3)</p> <p>私に係る〇〇高校在学中に学校内で発生し、学校の不適正な対応の為に、現在まで未解決となっている問題(生徒、教師、管理責任者に関係する)について、〇〇高校で作成された報告書、又はそれに類する文書で〇〇学校経営支援センターで取得されたもの、若しくは保管されているもの(平成〇年〇月〇日話し合いの文書と平成〇年〇月〇日話し合いの文書は別途請求中であり、それ以外のもの。しかし、形式は分からない為、2つの日付を含む報告書又はそれに類する文書の場合もあると思われる。)</p> <p>当該文書取得者：〇〇学校経営支援センター</p> <p>・期間：平成〇年〇月〇日(入学年)～平成〇年〇月〇日(開示請求日前日)までの期間</p>	<p>一部開示</p>	<p>【対象保有個人情報、開示しない部分及びその理由】</p> <p>1 平成〇年〇月〇日(〇) 〇〇について</p> <p><開示しない部分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 ページ目左側 下から2行 ・1 ページ目右側 1行目から3行目まで、14行目から16行目まで、22行目から24行目まで、26行目から31行目まで、37行目、43行目及び47行目から50行目 ・2 ページ目左側 6行目及び7行目、9行目から13行目まで、21行目から31行目まで、34行目から40行目まで並びに47行目から51行目まで ・2 ページ目右側 1行目から25行目まで、36行目から44行目まで及び46行目から49行目まで ・3 ページ目左側 1行目から19行目まで及び45行目から51行目まで ・3 ページ目右側 全て <p><開示しない理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示請求者以外の特定の生徒等の情報については、これを開示することとなると開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため (東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当) ・記入者の所見については、これを開示することが前提となると率直な報告を躊躇するなど実態把握が困難となり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため ・本件に関する校内での対応の検討に関する情報については、公にすることにより判断等その事務の過程が明らかになり、今後の事業執行に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当) <p>2 生徒聞き取り記録</p> <p><開示しない部分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・Bチーム回覧以外の部分 <p><開示しない理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示請求者以外の特定の生徒等の情報については、これ

		<p>を開示することとなると開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため (東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聞き取り内容について、これを開示することが前提となると率直な報告を躊躇するなど実態把握が困難となり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため (東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当) <p>3 第三者提供文書(1)</p> <p><開示しない部分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・回覧印以外の部分 <p><開示しない理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示請求者以外の情報については、これを開示することとなると開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため (東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当) <p>4 1. いじめアンケート再検査結果等</p> <p><開示しない部分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒○に係る記述の有無欄及び備考欄の記載内容 <p><開示しない理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・聞き取り内容について、これを開示することが前提となると率直な報告を躊躇するなど実態把握が困難となり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため (東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当) <p>5 2 保護者と本人の主張内容について</p> <p><開示しない部分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応欄及び備考欄 <p><開示しない理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示請求者以外の特定の生徒等の情報については、これを開示することとなると開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため (東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当) ・本件に関する校内での対応の検討に関する情報については、公にすることにより判断等その事務の過程が明らかになり、今後の事業執行に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当) <p>6 3 本人の言動と相談室の対応</p> <p><開示しない部分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日付欄、対象欄、内容欄の一部 ・対応欄の全て(ただし、○年○月○日を除く) ・欄外記載内容
--	--	--

<開示しない理由>

・開示請求者以外の特定生徒等の情報については、これを開示することとなると開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため

(東京都個人情報保護に関する条例第16条第2号に該当)

・記入者の所見については、これを開示することが前提となると率直な報告を躊躇するなど実態把握が困難となり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため

・本件に関する校内での対応の検討に関する情報については、公にすることにより判断等その事務の過程が明らかになり、今後の事業執行に支障を及ぼすおそれがあるため

(東京都個人情報保護に関する条例第16条第6号に該当)

7 生徒聞き取り記

<開示しない部分>

- ・回覧印以外の部分

<開示しない理由>

・開示請求者以外の特定生徒等の情報については、これを開示することとなると開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため

(東京都個人情報保護に関する条例第16条第2号に該当)

・聞き取り内容について、これを開示することが前提となると率直な報告を躊躇するなど実態把握が困難となり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため

(東京都個人情報保護に関する条例第16条第6号に該当)

8 ○頂いた文書・面談等まとめ

<開示しない部分>

- ・1 ページ 1行目から26行目まで及び37行目から39行目まで
- ・2 ページ 1行目及び2行目、15行目から18行目まで並びに32行目から36行目
- ・3 ページ 1行目から28行目まで、33行目から36行目まで並びに39行目及び40行目
- ・4 ページ 12行目から21行目まで、28行目及び29行目並びに39行目から42行目まで
- ・5 ページ 1行目、12行目及び13行目、18行目、33行目及び34行目、40行目及び41行目並びに42行目の一部
- ・6 ページ 1行目から15行目まで、22行目、26行目の一部、27行目、29行目、31行目及び36行目から42行目まで
- ・7 ページ 1行目から19行目、21行目、24行目の一部、25行目の一部、32行目、34行目から37行目まで及び39行目の一部
- ・8 ページ 6行目から28行目まで及び31行目から40行目まで

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 9 ページ及び10ページの全て ・ 11ページ 1行目から20行目まで、29行目から34行目まで並びに36行目及び37行目 ・ 12ページ 5行目から17行目まで、19行目から21行目まで、27行目後半以降全て ・ 13ページの全て ・ 14ページ 1行目から7行目まで、10行目以降の全て ・ 15ページの全て <p><開示しない理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開示請求者以外の情報については、これを開示することとなると開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため (東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当) ・ 当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信任や誤解を生じさせ、その結果、学校と第三者の信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報が得られなくなるなど、今後の事業執行に支障を及ぼすおそれがあるため ・ 記入者の所見については、これを開示することが前提となると率直な報告を躊躇するなど実態把握が困難となり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため ・ 本件に関する校内での対応の検討に関する情報については、公にすることにより判断等その事務の過程が明らかになり、今後の事業執行に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当) <p>9 学校作成文書</p> <p><開示しない部分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 回覧印欄以外の部分 <p>10 平成〇年〇月〇日文書</p> <p><開示しない部分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 回覧印以外の部分 <p>11 メール (差出人：〇〇 送信日時：〇年〇月〇日 〇曜日 〇：〇 宛先：〇〇 件名：事務連絡)</p> <p><開示しない部分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メール本文の内容 <p>12 第三者提供文書 (2)</p> <p><開示しない部分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 回覧印以外の部分 <p>13 第三者提供文書 (3)</p> <p><開示しない部分></p>
--	--	---

		<ul style="list-style-type: none"> ・回覧印以外の部分 <p>14 第三者提供文書（４）</p> <p>＜開示しない部分＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回覧印以外の部分 <p>＜開示しない理由＞（９～14について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示請求者以外の情報については、これを開示することとなると開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため （東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当） <p>15 第三者提供文書（５）</p> <p>＜開示しない部分＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回覧印以外の部分 <p>＜開示しない理由＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示請求者以外の情報については、これを開示することとなると開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため （東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号） ・担当者の所見については、これを開示することが前提となると率直な報告を躊躇するなど実態把握が困難となり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため。 （東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号に該当） <p>16 第三者提供文書（６）</p> <p>＜開示しない部分＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回覧印以外の部分 <p>17 第三者提供文書（７）</p> <p>＜開示しない部分＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回覧印以外の部分 <p>18 学校作成文書（テープ起こし）（１）</p> <p>＜開示しない部分＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回覧印以外の部分 <p>19 学校作成文書（テープ起こし）（２）</p> <p>＜開示しない部分＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回覧印以外の部分 <p>＜開示しない理由＞（16～19について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示請求者以外の情報については、これを開示することとなると開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため （東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 2 号に該当）
--	--	---

		<p>当)</p> <p>20 ○-○ 面接メモ <開示しない部分> ・○-○の様子</p> <p><開示しない理由> ・記入者の所見については、これを開示することが前提となると率直な報告を躊躇するなど実態把握が困難となり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため (東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当)</p> <p>21 学校作成文書(3) <開示しない部分> ・回覧印以外の部分</p> <p>22 平成○年○月○日 ○○高校○○校長先生からの情報提供 <開示しない部分> ・相談カード中【保護者・保証人の方へ】の記載内容 ・生徒カード中保護者または保証人に関する欄、家族欄及び緊急連絡先の記載内容</p> <p><開示しない理由> (21~22について) ・開示請求者以外の特定の生徒等の情報については、これを開示することとなると開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため (東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当)</p> <p>23 個別対応記録シート(平成○年○月○日) <開示しない部分> ・具体的な対応内容欄中1行目の一部及び2行目の一部</p> <p>24 個別対応記録シート(平成○年○月○日) <開示しない部分> ・具体的な対応内容欄中4行目</p> <p><開示しない理由> (23~24について) ・記入者の所見については、これを開示することが前提となると率直な報告を躊躇するなど実態把握が困難となり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため (東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当)</p> <p>25 個別対応記録シート(平成○年○月○日) <開示しない部分> ・具体的な対応内容欄中7行目の一部、11行目の一部及び13行目の一部</p>
--	--	---

		<p><開示しない理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示請求者以外の特定の生徒等の情報については、これを開示することとなると開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため (東京都個人情報保護に関する条例第16条第2号に該当) ・当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、学校と第三者の信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報が得られなくなるなど、今後の事業執行に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都個人情報保護に関する条例第16条第6号に該当) <p>26 個別対応記録シート (平成〇年〇月〇日)</p> <p><開示しない部分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・面談後情報共有の記載内容、欄外右側の記述 <p>27 個別対応記録シート (平成〇年〇月〇日)</p> <p><開示しない部分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・面談後情報共有の記載内容 <p><開示しない理由> (26~27 について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記入者の所見については、これを開示することが前提となると率直な報告を躊躇するなど実態把握が困難となり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため (東京都個人情報保護に関する条例第16条第6号に該当)
	非開示	<p>【対象保有個人情報】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第三者提供文書 (1) 2 第三者提供文書 (2) 3 第三者提供文書 (3) 4 第三者提供文書 (4) 5 第三者提供文書 (5) 6 第三者提供文書 (6) 7 第三者提供文書 (7) 8 第三者提供文書 (8) 9 第三者提供文書 (9) 10 第三者提供文書 (10) 11 第三者提供文書 (11) 12 第三者提供文書 (12) 13 第三者提供文書 (13) 14 第三者提供文書 (14) 15 第三者提供文書 (15) 16 学校職員作成文書 17 第三者の主張と学校の見解が記載された文書 <p>【開示しない理由】</p> <p>1~10 及び 12~15 について</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・開示請求者以外の情報については、これを開示することとなると開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため (東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当) <p>11、16及び17について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示請求者以外の情報については、これを開示することとなると開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため (東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号に該当) ・記入者の所見については、これを開示することが前提となると率直な報告を躊躇するなど実態把握が困難となり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため (東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号に該当)
--	--	--

開示請求の内容	決定	対象保有個人情報及び非開示理由等
<p>(開示請求4) 私に係るいじめとセクハラ問題の話し合いが、平成〇年〇月〇日、〇〇高校相談室で行われた。相談室〇〇先生は、メモを取り参加された。〇〇先生が、この話し合いについて作成した報告書、又は議事録、相談室の記録文書(メモを含む)、又はそれに類する文書全て。尚、参加者は次の4名、被害生徒(〇〇)、加害生徒(〇〇)、相談室(〇〇先生)、〇〇クラス担任(〇〇先生)である。</p>	一部開示	<p>【対象保有個人情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・話し合い報告まとめ(〇月〇日分)(校長作成) <p>【開示しない部分及びその理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記入者の所見については、これを開示することが前提となると率直な報告を躊躇するなど実態把握が困難となり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため (東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号)